

改正

平成6年6月9日規則第14号

平成19年3月30日規則第10号

敦賀市補助金等交付規則

(目的)

**第1条** この規則は、別に定めるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金、交付金、助成金、奨励金、利子補給金及び保証料補給金をいう。

2 この規則において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

**第3条** 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前年度以前又は当該年度において既に完了した事務又は事業に対し、その実績に基づき補助金等の交付を申請しようとする場合にあつては、「事業実施計画書」とあるのは「事業実績報告書」と、「収支予算書」とあるのは「収支決算(見込)書」とする。

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号のほか市長が必要があると認める書類

3 市長は、前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

**第4条** 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等

の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付の条件)

**第5条** 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる条件を付するものとする。ただし、第3条第2項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに市長に届出ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び状況を書面により速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 前各号のほか市長が必要があると認める事項

(補助金等の決定の通知)

**第6条** 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書（様式第2号）により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

**第7条** 第5条第1号に規定する市長の承認を受けようとする者は、補助金等交付変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請があったときはその内容について審査し、承認すべきものと認めるときは、補助金等交付変更承認通知書（様式第4号）により変更の承認を受けようとする者に通知するものとする。
- 3 第5条第2号の規定による届出をしようとする者は、補助事業中止（廃止）届（様式第5号）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による廃止の届出があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

**第8条** 市長は、補助金等の交付の決定をした後において、天災地変その他の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に実施した部分については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定の取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条

件を変更するときは、その旨及び理由を記載した書面で補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(補助事業の遂行)

**第9条** 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金等を他の用途に使用してはならない。

(補助事業の状況報告等)

**第10条** 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は関係職員に調査をさせることができる。

(補助事業の遂行の命令)

**第11条** 市長は、前条の報告等により補助事業が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

**第12条** 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項ただし書に該当する場合及び市長が補助金等の性質、その他特別の理由により提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 補助事業が完了したとき。

(2) 補助事業が完了しない場合で補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したとき。

(補助金等の額の確定等)

**第13条** 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合の有無を調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。ただし、前条ただし書に該当する場合にあっては、第4条の規定による交付の決定があったときに補助金等の額の確定があったものとみなす。

2 市長は、補助金等の額を確定した場合において、補助金等の確定額と交付決定額とに増減が生じたときは、速やかに補助金等確定通知書(様式第7号)により、その額を補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

**第14条** 市長は、前条の規定による審査及び現地調査等の結果、当該報告に係る補助事業の成果が

補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを補助事業者に対し、命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金等の交付)

**第15条** 補助金等の支払は、第13条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に交付請求書(様式第8号)により行うものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第6条の規定により補助金等の交付決定通知をした後に請求により概算払又は前金払をすることができる。

(決定の取消し)

**第16条** 市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により、補助金等の交付を受けたことが判明するに至ったとき。
- (2) 補助事業者が、補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が、この規則又はこの規則に基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、補助金等取消通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

**第17条** 市長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべく補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の返還を命ずるときは、補助金等返還通知書(様式第7号、様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(延滞金)

**第18条** 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられた場合において、これを納期限までに納付しな

かったときは、敦賀市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和51年敦賀市条例第9号）第3条の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。

- 2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止）

**第19条** 市長は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ当該補助金等又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止するものとする。

（財産の処分の制限）

**第20条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部を返還し、又は補助金等の交付の目的及び耐用年数を考慮して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（雑則）

**第21条** この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則は、昭和57年度予算に係る補助金等から適用し、昭和56年度予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

**附 則**（平成6年6月9日規則第14号）

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則により定められた様式について従前の条例その他の規定により定められていた様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

**様式第1号**（第3条関係）

年 月 日

敦賀市長 氏 名 殿

申請者

住所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏名 (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の  
氏名)

補助金等交付申請書

年度(補助金等の名称)の交付を受けたいので、敦賀市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添え、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 交付申請額 円

3 補助事業の目的及び内容

4 添付書類

(1) 何々

(2) 何々

		敦賀市指令	第	号
			年	月
				日
住所				
(法人にあつては、事務所の所在地)				
氏名		殿		
〔法人にあつては、名称及び代表者の〕				
氏名		)		
		敦賀市長	氏	名
				印
補助金等交付決定通知書				
年 月 日付けで交付申請のあつた 年度(補助金等の名称)につ				
いては、敦賀市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり交付することに決定				
しましたので、同規則第6条の規定により通知します。				
記				
1 補助金等の交付決定額は、 円とします。				
2 補助金等の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け補助金等交				
付申請書に記載のとおりとします。				
3 補助金等の交付条件は、次のとおりです。				
(1) 次の各号の一に該当するときは、あらかじめ市長の承認又は指示を受けてく				
ださい。				
ア 補助事業の内容又は経費の配分の変更(市長の定めた軽微な変更を除く。)				
をするとき。				
イ 補助事業を中止し、又は廃止するとき。				
ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難と				
なったとき。				
(2) 次の各号の一に該当するときは、速やかに補助事業の成果を記載した実績報				
告書に必要な書類を添えて市長に提出してください。				
ア 補助事業が完了したとき。				
イ 補助事業が完了しない場合で、市の会計年度が終了したとき。				
(3) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての				
証拠書類を補助事業の属する会計年度終了後5年間整理保存してください。				

備考 補助金等の交付条件の欄には、その都度、必要な事項を記載すること。

		年	月	日
敦賀市長 氏 名 殿				
申請者				
住所				
(法人にあつては、事務所の所在地)				
氏名				⑩
〔法人にあつては、名称及び代表者の〕				
氏名				
補助金等交付変更承認申請書				
年 月 日付け敦賀市指令 第 号で交付決定通知のあつた 年度				
(補助事業の名称)について次のとおり変更したいので、承認されたく、敦賀市補助金				
等交付規則第7条第1項の規定により申請します。				
記				
1 補助金等の名称				
2 交 付 申 請 額				
変更前の額		円		
変更後の額		円		
3 変更の理由及び内容				
4 添 付 書 類				
(1) 何々				
(2) 何々				



様式第4号(第7条関係)

	敦賀市指令 第 号
	年 月 日
住所 (法人にあつては、事務所の所在地)	
氏名 殿 (法人にあつては、名称及び代表者の 氏名)	
	敦賀市長 氏 名 印
補助金等交付変更承認通知書	
年 月 日	年度(補助事業の名称)
の交付申請のあつた 年 月 日付け敦賀市指令 第 号の補助金等交付決定通知書の一部を次のとおり変更しましたので通知しま す。	
記	
1 変更前の交付決定額	円
2 変更後の交付決定額	円

様式第5号(第7条関係)

年 月 日	
敦賀市長 氏 名 殿	
申請者	
住所	
(法人にあつては、事務所の所在地)	
氏名 <span style="float: right;">(印)</span>	
〔法人にあつては、名称及び代表者の 氏名〕	
補助事業中止(廃止)届	
年 月 日付け敦賀市指令 第 号で交付決定通知のあつた 年度(補助事業の名称)について、次のとおり中止(廃止)したいので、敦賀市補助金等 交付規則第7条第3項の規定により届出ます。	
記	
1 補助金等の名称	
2 中止(廃止)の理由	
3 中止の期間	

(その1)

年 月 日

敦賀市長 氏 名 殿

補助事業者

住所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の  
氏名)

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け敦賀市指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた  
年度(補助事業の名称)が完了したので、敦賀市補助金等交付規則第12条の規定によ  
り、関係書類を添え、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等の交付決定額 円
- 3 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 何々
  - (2) 何々

備考 建設事業以外に係る補助金等の実績報告は、本様式を使用のこと。

(その2)

年 月 日

敦賀市長 氏 名 殿

補助事業者

住所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の  
氏名)

補助事業実績報告書

年 月 日付け敦賀市指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた  
年度(補助事業の名称)の実績について、敦賀市補助金等交付規則第12条の規定に  
より、関係書類を添え、次のとおり報告します。

記

1 実施状況

交付決定の 内容		年度内遂行実績					翌年度繰越 額		実施期間		備考
事業費 等の額	補助金 等の額	事業費支払実績			事業 補助金 等 受入額	事業費 等の額	補助金 等の額	着手 年月 日	完了 (予 定) 年月 日		
		支払済 額	支払 義務額	計							
円	円	円	円	円	%	円	円				

2 添付書類

- (1) 何々
- (2) 何々

備考 建設事業に係る補助金等の実績報告は、本様式を使用のこと。なお、本様式に  
よりがたいものについては、本様式に準じて作成のこと。

様式第7号(第13条関係、第17条関係)

		敦賀市指令 第	号
		年 月	日
住所			
(法人にあつては、事務所の所在地)			
氏名	殿		
〔法人にあつては、名称及び代表者の〕			
氏名			
		敦賀市長 氏	名 印
補助金等確定(返還)通知書			
年 月 日付け敦賀市指令第 号で交付の決定をしました年度(補助金等の名称)については、敦賀市補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおりその額を確定しましたので通知します。			
(なお、既に交付した補助金等については、同規則第17条第2項の規定により次のとおりその返還を命じます。)			
記			
1 交付決定額		円	
2 交付確定額		円	
3 返還金額		円	
4 返還期日	年	月	日

年度(補助金等の名称)交付請求書

金 額	
-----	--

年 月 日付け敦賀市指令 第 号で交付決定通知のあったみだしの補助金等について、上記金額を請求します。

年 月 日

敦賀市長 氏 名 殿

補助事業者

住所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏名

⑩

(法人にあつては、名称及び代表者の  
氏名)

備考 補助金等交付決定通知書の写しを添付すること。

様式第9号(第16条関係、第17条関係)

敦賀市指令 第 号  
年 月 日

住所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏名 殿

(法人にあつては、名称及び代表者の  
氏名)

敦賀市長 氏 名 印

補助金等取消(返還)通知書

年 月 日付け敦賀市指令第 号で交付の決定をしました年度(補助金等の名称)について、敦賀市補助金等交付規則第16条の規定に基づき、補助金等の交付の決定(の一部)を次のとおり取消しましたので、同条第3項の規定により通知します。

(なお、既に交付しました補助金等については、敦賀市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、次のとおりその返還を命じます。)

記

- 1 取消しの理由
- 2 補助金等の交付決定済額 円
- 3 補助金等の取消額 円
- 4 取消し後の補助金等の額 円
- 5 返 還 金 額 円
- 6 返 還 期 日 年 月 日